慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	倫理性と義務との間 : カント倫理学における一つの難問
Sub Title	Moralitat und Pflicht bei Kants Ethik
Author	小松, 光彦(Komatsu, Mitsuhiko)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1971
Jtitle	哲學 No.58 (1971. 12) ,p.193- 209
JaLC DOI	
Abstract	Die Begriffe der "Moralitat" und "Pflicht" besetzen selbstverstandlich den sehr wichtigen Platz nicht nur in Kantischen Ethik, sondern auch in der Ethik uberhaupt. Diese Abhandlung stellt sich die Aufgabe : wie das Verhaltnis von dem Begriff der Moralitat zu dem der Pflicht in Kantischen Ethik geht. Nach der allgemeinen Auffassung bei Kantischen Ethiker ist die moralische Handlung eine Handlung, zu der man verpflichtet ist. Aber diese These ist nicht so selbstverstandlich. Denn die Pflicht ist, nach Kants Definition, eine Art der Notigung einerseits, aber andrerseits kann die genotigte Handlung keinen moralischen Wert haben. Hieraus bringt, so es scheint mir, sozusagen die Antinomie zwischen Moralitat und Pflicht hervor. Und hinter dieser Antinomie liegt Kants zweideutige Auffassung uber "Moralitat" und "Pflicht ". Ich meine aber, dass diese zweideutige Auffassung Kants gerade von der Zweideutigkeit des Menschseins selbst ausgeht.
Notes	名誉教授宮崎友愛先生記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000058-0201

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

倫理性と義務との間

——カント倫理学における一つの難問——

小　松　光　彦

〔1〕 倫理性 (Moralität) と義務 (Pflicht) という二つの概念が共にカント倫理学の不可欠の契機であり，徳論と義務論とがカントの倫理学体系の枢要をなす二本の柱であるということは，すでに周知の事実に属する．倫理的行為 (moralische Handlung) は義務からの行為 (Handlung aus Pflicht) に他ならないとは，あまりにも有名な命題であるが，そこから導き出される「義務倫理学」(Pflichtethik) という性格づけは，カント倫理学に対する最も一般的な理解の仕方がどのようなものであるかを端的に示しているように思われる．そこからカント倫理学に対して，「厳粛主義 (Rigorismus),「形式主義」(Formalismus), etc. の種々な批評や批判が生まれてきたということも，十分うなづけることである．

けれども，カント倫理学に対するこのような一義的性格づけは，はたしてどの程度正当なものであろうか．換言すれば，倫理的行為＝義務づけられた行為という等式は，実際にカントの個々のテクストに照らしてみる限り，どのような思想内容を包含しており，また，どこまで厳密に維持しうるものであろうか．もしこの等式が単純には成り立たず，倫理性と義務という二つの概念が含む思想内容の間に架橋し難い裂目が存するとすれば，その意味をわれわれはどのように解釈すべきであろうか．

この小論で取り扱われる主題は，以上の諸問題に要約することができる．

〔2〕 カントは一般に存在概念を「法則に従うこと」(Unter-Gesetzen-

Stehen) として規定していると考えられる[1]．もちろん存在一般は，その様式において，叡知的存在 (intelligibles Sein) としての理性-存在 (Vernunft-Sein) と物質的存在 (reales Sein) としての自然-存在 (Natur-Sein)，更に，それらが相互に重なり合って関係づけられた存在 (Aufeinanderbezogen-Sein) というように区別され得る．だが，それら種々の存在を規定するものが法則 (Gesetz) である点に変りはない．ところでその場合，法則の先験的根拠は理性に他ならないから，結局，理性が存在の根拠であるとみなされる．つまり，理性こそが全ての存在者の存在を規定し，真理に導くと考えられるわけである．従って，理性法則性はそれ自体常に存在法則性であると云い得るであろう[2]．

ところで，このことは看過し得ない重大な倫理学的意義を持っているように思われる．何故ならば，一切の倫理的法則性は本来的に理性法則性であるが，上記の主張によれば，それは第一義的には，即ちそれ自体としては，《Sollen》を意味せず，むしろ存在法則性を表わすことになるからである．純粋に理性法則性に従う「原像」(Urbild) としての云わば「聖なる意志」(heiliger Wille) というものは，いかなる《Sollen》にも関わることなく，却って有限な自然的存在者にとっての自然法則と同様に絶対的必然性を以て規定するような法則に従うと考えられねばなるまい．要するに《Sollen》というものは，理性が自己の他在 (Anderssein) において幾分かでも自己自身に対立するような場合に，初めて立ち現われてくるものだと云い得るであろう[3]．これを人間に即して云えば，《Sollen》は，人間存在が理性それ自体によって全体的に規定されていないということの表現に他ならない．

カントは，これについて次のように述べている．「一切の命法は《Sollen》によって表現され，それによって，自己の主観的性質に基いて必ずしも理性の客観的法則によって規定されないような或る意志に対する当の客観的法則の関係 (強制 Nötigung) を示している。」(GMS 33.[4]) 即ち，「命法とは，あれこれの理性的存在者の意志，例えば人間的意志の主観的不完全性に対す

る意欲一般の客観的法則の関係を表現する方式のことである。」(GMS 34.) それに対して，「完全に善なる意志 (ein vollkommen guter Wille) も同様に客観的（善の）法則に従うではあろうが，しかし，そのことによって法則に適合した行為へと強制された (genötigt) と考えられることはできないであろう．何故ならば，完全に善なる意志というものは，自己の主観的性質に基いておのずからただ善の表象によってのみ規定され得るからである．それ故，神的意志や一般に聖なる意志に対しては，いかなる命法も適用されない．即ち，《Sollen》はこの場所に適わしくない．ここでは《Wollen》がすでにおのずから必然的に法則と一致しているからである.」(GMS 34.)

また，他の箇所では次のように云われている．「倫理的法則 (das moralische Gesetz) は，最も完全な存在者の意志にとっては聖性の法則 (ein Gesetz der Heiligkeit) である，しかしあらゆる有限な理性的存在者の意志にとっては義務の法則 (ein Gesetz der Pflicht) 即ち倫理的強制の法則であり且つその者の行為を法則に対する尊敬によってあるいは自己の義務に対する畏敬から規定するような法則である。」(KPV 96.) あるいは，倫理的行為が「それ自体すでに行為的主体（例えば聖なる存在者）に内在している場合には……いかなる命法も存しない。」(MDS 25.)

これらのテクストからカントの基本的なテーゼを整理してみると，次のようになるであろう．

純粋-理性的（聖なる）存在者は，おのずから倫理的に行為するが故に，倫理的行為へと強制される必要はない．それに反して，感性的-理性的存在者は，自己自身からは倫理的に行為しないが故に，倫理的行為へと強制されなければならない．この「強制される」(genötigt) という語は，また「義務づけられる」(verpflichtet) と言い換えることもできる．尤も，性急に《verpflichtet sein》=《genötigt sein》あるいは《Pflicht》=《Nötigung》と解するのは誤りであり，両者を単純に同一のものと考えるわけにはいか

ない．しかし，カントが《Pflicht》の概念を《Nötigung》の概念から切り離しては定義し得ないことも明らかであり[5]，従って，「全ての《Pflicht》は，たとえそれが法則による自己強制であるとはいえ，〔一種の〕《Nötigung》である。」(MDS 244.) と云わざるを得ない．両概念の厳密な区別の問題にここで立ち入ることはできないが，一応「義務づけ」(Verpflichtung) とは，カントにとって或る特別の種類の強制を意味すると解しておいてさしつかえないであろう．このように考えると，カントの主張は結局，ただ感性的-理性的存在者のみが倫理的行為へと義務づけられている存在者であるということになる．つまり，理性-存在と自然-存在とが相互に重なり合って関係づけられた存在としての人間存在にのみ，義務即ち倫理的強制が適用されると考えられているわけである．

〔3〕 ところで，感性的-理性的という重層的存在様式を持つ存在者(人間) のみが「義務づけられている」という上記のカントのテーゼは，一見してそう思えるほど自明なものではない．むしろ，少し立ち入って考えると，殆ど解決不可能なほどの難問に逢着せざるを得ないように思われる[6]．その困難は，簡単に次のように定式化し得ると思う．即ち，人間は，一方で感性的存在者である限り義務づけられることはできない．が，他方理性的存在者である限り義務づけられる必要はない．問題は，この《nicht können》と《nicht brauchen》との間にある[7]．人間が義務づけられているということは，人間が自己の行為において感性的即ち非-理性的動機を制限し，抑制するように義務づけられているという意味に解してよいであろう．しかし，この場合「義務づけ」がいったい誰に向けられているのかが問題なのである．はたして，人間の中におけるどのような存在に対して「義務づけ」がなされるのであろうか．感性の制御が義務づけられるのである以上，感性的存在即ち自然-存在がこの義務の担い手になることはできない．とすれば，「義務づけ」は人間の中における理性-存在に対してな

されるものと解する以外にない．その場合，人間は理性的存在者である限りにおいて，感性を制御する義務を持つことになるわけである．

ところが，このことは，〔2〕で述べた〈純粋-理性的存在者は義務づけられない〉というカントのテーゼと明らかに矛盾するように思われる．そこでは理性的存在者それ自体は義務を持たないと云われているのに対して，ここでは理性的存在者なるが故に義務を持つということになるからである．それならば，ここで云われたことはカントの思想に全く反するのであろうか．否むしろ，カントの所論を更に検討してみると，前記の explizite なテーゼと対立するようなもう一つのテーゼ，即ち〈義務づけられるのは理性的存在者である〉というテーゼが，実際にカント自身によって implizite にであれ認められていると考えざるを得ないのである[8]．例えば，カントが「義務は実践的-無制約的な行為の必然性であるべきであり，それ故全ての理性的存在者（一般に命法はこのような存在者にのみ適用され得る）に対して妥当しなければならない……」（傍点筆者，GMS 47.）と述べて，全ての理性的存在者に対する定言的命法の妥当性を主張すとき，そこに〈全ての理性的存在者は義務づけられている〉というテーゼが含意されていることは論をまたないであろう．だがその場合には，前記の explizite なテーゼにおける〈義務は一種の強制である〉という思想は放棄されざるを得なくなるのではないであろうか．何故ならば，理性的存在者それ自体は強制される必要がないからである．

この疑問に対して，あるいは次のように答え得るかもしれない．即ち，《Pflicht》を〈一種の強制としての義務〉の意味に解すれば，感性的-理性的存在者のみが倫理的行為へと義務づけられることになり，〈強制なき義務〉の意味に解すれば，理性的存在者一般が倫理的行為へと義務づけられることになる，と．しかし，義務概念の適用におけるこのような制限——それは不可避的に explizite なカントの義務概念の放棄を意味する——を前提しない限り，倫理性＝義務という等式は崩れざるを得ないと思われる．

〔4〕 同一の難問を少し別の角度から検討してみたいと思う．

一般に人間は倫理的行為へと義務づけられていると云われる場合，それをカントの考え方に従って解釈すれば，次のようになる．即ち，人間は感性的-理性的存在者である限り自己自身からは倫理的に行為しないが故に，倫理的行為へと強制されなければならない．そこに倫理的義務というものの意義があるわけである．けれども，その場合カントは前述のように explizite には義務を一種の強制とみなしているところから，例えば Moritz によって「義務（義務づけ）と倫理性とのアンチノミー」と呼ばれる[9]ような困難な問題が生じてくる．つまり，カントによると人間は倫理的行為へと義務づけられなければならない，即ち強制されなければならないのであるが，他方同じカントの固有の思想によれば強制された行為は決して〈倫理性〉（倫理的価値）を持ち得ない[10]——たとえ〈適法性〉は持ち得るとしても——というところに，解き難い矛盾が存するのである．

カントが定言的命法に関して，それはたんに適法的行為を命ずるにとどまらず，義務からの行為即ち倫理的行為を命ずるのであると述べる場合に，この問題はきわめて顕著に現われてくると思われる．カントは定言的命法を定義して，「この命法は行為の実質やその行為から生ずるであろう事柄に関わることなく，却って行為の形式とそこから行為そのものが生じてくるところの原理とに関わる．そして，欲せられた結果がどのようなものであれ，行為の本質的善は心術（Gesinnung）の中に存する．この命法は倫理性の命法（Imperativ *der Sittlichkeit*）と呼ばれ得る.」（GMS 37.）と述べている．この箇所に明白に現われているように，定言的命法においては，一定の結果をもたらす行為が命じられているのではなくて，行為の形式ないし根拠（動機），即ち行為の倫理性が命じられているのである．義務づけられるのは，行為の結果ではなくて，行為そのものの倫理性であると考えられる．この点に前記のような困難な問題の根があると同時に，また，カントの思想の独自な意義がひそんでいると思われる．そのことを，

Moritz は，功利主義の倫理思想と比較することによって指摘しているが，[11] ここでその詳細に触れることはできない．

ここでは，ただ前記の問題の含む意味を一層深く理解するために，カントが定言的命法と倫理性との関係をどのように規定しているかについて，Moritz の分析に拠りつつ少し考えてみたいと思う．

彼は定言的命法と倫理性との間にカントが設定した関係を幾通りかに区分し，類型化しているが，[12] それらの詳細は別にして，特に重要な点は次のことであると思われる．それは，定言的命法においては，たんに一般化可能な（普遍妥当的）行為の遂行が命じられているにとどまらず，更に，義務から即ち一定の倫理的動機からこの命法に従うことが命じられていることである．[13] カントの云うように一定の内的動機を意志的に決定したり，命じたりすることがはたして実際に可能か否かという疑問はさておき，定言的命法において倫理的動機ということが重要な役割を演じていることの中に，カント倫理学の根本的モチーフが現われていることは疑いない．功利主義の倫理においては何よりもまず社会的に価値ある行為が要求されるのと対照的に，カント倫理学にあっては「倫理的心術」(moralische Gesinnuug) こそが最大の関心事である．カント倫理学がしばしば「心術倫理学」(Gesinnungsethik) と云われる所以である．カント倫理学においては倫理的行為の課題は，少なくとも第一義的には，社会的-功利主義的によりよき状態を達成することではない．むしろ行為的主体たる人格自身が倫理的行為を通じて倫理的人格性 (moralische Persönlichkeit) に成るべきであるという点が重視されている．[14]

カント倫理学が所謂「形式主義的」(formalistisch) な外観を呈さざるを得なかった理由も，この根本的モチーフと深く関連しているように思われる．Moritz によると，カント倫理学が形式主義に導かれざるを得ない必然性は，カントが前提している次の二つの立場の結合によって説明することができる．[15] まず第一は，云わば「心理学的快楽主義」(psychologischer

Hedonismus）とでも呼ばれるべきカントの立場である．即ち，カントは人間の一切の行為は実際上自己の幸福の獲得を目指していると想定し[16]，そこから，実質的行為を命じる全ての命法はたんに利己的な動機からのみ従われるに過ぎないという結論を導き出している[17]のである．カントの第二の前提は，定言的命法は倫理的動機から従われるべきであるという前記の立場である．これを換言すれば，倫理的行為を通じて達成されるべき最重要事は行為的主体が倫理的人格性に成ることだという考え方に他ならない．以上二つの立場を同時に成り立たせるためには，どうしても定言的命法は形式的性格を持たざるを得ない．何故ならば，もし定言的命法が実質的原理として形成されたならば，それ（定言的命法）は，第一の前提によって不可避的にただ快楽主義的動機即ち非-倫理的動機から従われることになり，従って，第二の前提を否定することになるからである．

ところで，定言的命法が行為の形式的原理であるということは，命法によって義務づけられる行為の倫理性が形式的性格を持つと同時に，その義務づけ自体が形式的性格を持つことを意味すると思われる．つまり，この場合に形式性ということは，義務づけの作用と対象との両方の持つ性格であるように思われる．従って，定言的命法においては，それ自体では相互に矛盾した関係にある倫理性と義務という二つの概念が，形式性を媒介として，結びつけられているとも解釈し得るのではないであろうか．もしこのように考え得るとすれば，カント倫理学の所謂「形式主義的」性格も，実は，当面の問題である倫理性と義務との間の解き難い矛盾の一つの反映であると云い得るであろう．

〔5〕 カント倫理学の内部において，人間は自己自身から倫理的に行為しないが故に倫理的行為へと義務づけられるべきであるという思想と倫理的行為は強制されざる（自発的）行為でなければならないという思想との間に矛盾が存すること，即ち，義務の概念と倫理性の概念とのアンチノミ

ーとでも呼ぶべきものが存することは，すでに述べた通りである．ところで，カント自身はこの矛盾をどのように解決しようとしているのであろうか．Moritz によると，カントはこの問題に関して，少なくとも次の四つの解決策を提示していると考えられる[18]．

a)　自律の説

b)　尊敬感情の説

c)　心術革命の説

d)　《*virtus noumenon*》と《*virtus phaenomenon*》との区別

以下，これらの解決策について順次概観してみたい．

a)　自律（Autonomie）の説について

カントが一切の他律的倫理に反対する理由は，それらが倫理的行為即ち倫理的動機に基く行為（義務からの行為）を不可能にするからに他ならない[19]．その場合にカントは，倫理の命令は当の命令の倫理的遵守（非-倫理的即ち利己的な動機からでなく専ら倫理的動機から従うこと）が可能であるような仕方でなされなければならないということを前提している．定言的命法は，そのような条件を充たす必要があったわけである．

しかるに，カントの立場からすると，命令する者と命令される者（行為的主体）とが同一でないような命令の場合には，命令された行為が利己的に遂行されることは避けられない[20]．つまり，命令の遵守あるいは命じられた行為の遂行を導く動機は，罰への恐怖もしくは報酬への期待でしかあり得ない（カントの心理学的快楽主義）．その場合に命令の遵守ないし命じられた行為の遂行が，カントにとって，いかなる倫理的価値をも持たないのは明らかである．

そのような事態を避けるためには，当の命令がどうしても自分によって自分自身に発せられなければならないとカントは考える[21]．命令する者と命令される者（行為的主体）とが同一である場合には，命令の遵守あるいは命じられた行為の遂行のための動機として，もはや罰への恐怖とか報酬へ

の期待などのような利己的関心 (Interesse) は全然不必要であろう．それ故，自律的命令は倫理的に従われ得ると考えられるわけである．

しかし，この場合に，問題は真に解決されていると云い得るであろうか．定言的命法が理性の命令であり，自律の説が命令する者と命令される者との同一性を主張するならば，当然，命令されるのは理性的自我であると考えざるを得ない．つまり，この場合には，理性的自我が義務づけられた存在者とみなされていることになる．だが，このことは，〔2〕で述べたような，理性的存在者それ自体は倫理的行為へと強制される必要がないが故に義務づけられないというテーゼと明らかに矛盾している．そして，自律の説に従って，義務づけられているのは理性的自我であるということを認めるとすれば，それに伴って必然的に，前述の，義務は一種の強制であるが故に感性的-理性的存在者のみが義務づけられているという explizite なテーゼを放棄しなければならないであろう．

b) 尊敬感情 (Gefühl der Achtung) の説について

尊敬感情についてのカントの考え方の核心は，次の二つのテーゼに要約し得ると思う[22]．

i. 倫理的法則は定言的命法として感性に或る種の影響を及ぼし，その結果〔法則に対する〕尊敬の感情が惹き起される．

ii. 〔法則に対する〕尊敬の感情に基いて定言的命法が倫理的な仕方で（義務から）従われることが可能になる．

第一のテーゼは，人間は自己自身の中に（自然に）は尊敬感情を持たず，定言的命法によって初めて尊敬感情が惹き起されるという主張に他ならない．これは，とりもなおさず，人間は自己自身からは倫理的に行為しないが故に強制されなければならないという主張の別の表現である．第二のテーゼは，尊敬感情を持つならば人間は倫理的に行為し得るということを意味している．このように考えるならば，カントの尊敬感情に関する思想は，問題のアンチノミー，即ち，人間は義務づけられ（強制され）なければな

らないというテーゼと人間が義務づけられている当の行為は倫理的に——つまり，強制によらずに自発的に——遂行されなければならないというテーゼとの間の矛盾を克服しようとする企てであるとも解釈し得ると思う．この場合には，「倫理的」ということは，「法則に対する尊敬から」(aus Achtung vor dem Gesetz) という語で置き換えられているわけである．

しかし，カントのこの解決策も，前の自律の説の場合と同様に，相共にアンチノミーを構成している二つのテーゼの一方を放棄することによって，その外見にもかかわらず，むしろ問題そのものの真の解決から遠ざかっているように思われる．人間は尊敬感情を持つ限り倫理的な仕方で定言的命法に従うことができるということは，換言すれば，他からの強制によってではなくて法則に対する自己の尊敬感情から行為する存在者こそが倫理的に義務づけられ得るということに他ならない．それ故，この場合の「義務づけ」は明らかに強制の意味を喪失している．従って，尊敬感情の説を構成している前記二つのテーゼを結合する糸は，実は，義務概念の変容に過ぎないと考えざるを得ないのである．

c)　心術革命 (Revolution des Gesinnung) の説について

これは『宗教論』[23]において説かれる思想である．ここでは，人間は自己自身からは倫理的に行為しないというテーゼが，「根源悪」(das radikal Böse) という表現をとって現われてきている．[24]

カントによると，人間は自己の格率の根柢において堕落している（根源悪）が故に，自分自身の力によって善なる人間へと漸次的に変わっていくと考えることは到底できない．従って，もし心術の変化，即ち，倫理的側面における人間の変化が起り得るとすれば，その変化は「心術における漸次的改革」(die allmähliche Reform in der Gesinnung) によってではなくて，断然「心術における革命 (die Revolution in der Gesinnung)，即ち，聖性の格率への心術の移転」によって惹き起されなければならないと考えられる．

この心術革命の説によるならば，人間は「心術における革命」以前には根源的に「堕落している」が故に，倫理的行為へと強制されなければならないことになる．それに反して「革命」以後には，人間は自己自身から倫理的に行為するが故に，もはや強制される必要はないであろう．そのとき，人間は初めて義務から行為することができる．蓋し，「義務から」(aus (Pflicht) という概念の核心をなしているのは，強制ではなくてむしろ自発性だからである．かくて，「革命」以前には倫理性（倫理的動機）が欠落しており，「革命」以後には強制を含む義務が消失していることになる．「心術革命」という一種の飛躍の意味はここにある．従って，ここでもやはり，〈一種の強制としての義務〉から〈強制なき義務〉への義務概念の変容によって，倫理性と義務とのアンチノミーをめぐる問題は回避されていると云わねばならない．

d) 《*virtus noumenon*》と《*virtus phaenomenon*》との区別について

これら二種類の徳の区別に関する思想も，『宗教論』の中にみられるものである[26]．カントによると，《*virtus phaenomenon*》は「(その適法性 Legalität によって）義務に適合した行為における熟達としての徳」(RGV 15.) と規定され，経験的ないし現象的性格に帰属せしめられるべきものと考えられる (RGV 51.)．他方《*virtus noumenon*》は「(その倫理性 Moralität の故に）そのような〔義務に適合した〕行為の確固たる義務からの心術としての徳」(RGV 15.) と規定され，叡知的ないし本体的性格に帰属せしめられるべきものと考えられる (RGV 51.)．

この場合，経験的性格は感性的-理性的存在に，叡知的性格は純粋-理性的存在に，それぞれ基くものと解すれば，次のような結果になるであろう．即ち，《Moralität》を実際に持つことができるのは純粋-理性的存在者のみであり，感性的-理性的存在者はただ《Legalität》を持ち得るに過ぎない．蓋し，感性的-理性的存在者としての人間にとっては，《Moralität》はどこまでも《ideal》なものにとどまらざるを得ないのである．従って，

厳密に倫理性が義務づけられ得るのは純粋-理性的存在者のみであり，その場合にのみ，倫理的行為＝義務づけられた行為という等式が成り立ち得ることになる．しかし，その場合「義務づけ」はもはや強制を意味し得ないが故に，ここでも，カントの explizite な義務概念は維持され得ない．義務概念は分裂して両義的となり，一方で〈一種の強制としての義務〉は《Legalität》として実際に感性的-理性的存在者に担われ，他方で〈強制なき義務》は《Moralität》として純粋-理性的存在者に担われると解釈せざるを得ないと思われる．

以上で，倫理性と義務との間の矛盾に対するカントの四つの解決策の概観を終えたわけであるが，ここでその要点を簡単にまとめておきたい．

倫理性と義務との関係をめぐる上記の困難な問題の少なくとも一つの原因が，義務の概念に対するカントの explizite な定義が強制の概念を内包していることにあったことは，すでに述べた．ところが，カントは今挙げた四つの解決策のすべてにおいて，彼自身の explizite な義務概念の定義を放棄しているようにみうけられる．それに伴って，感性的-理性的存在者は倫理的行為へと義務づけられなければならないというテーゼが後退し，その代りに，倫理的行為へと義務づけられ得るのは理性的存在者であるというテーゼがむしろ前面におし出されてきているように思われる．しかし，そうは云っても，〈一種の強制としての義務〉という explizite な義務概念に代る〈強制なき義務〉の承認ということは，あくまでも implizite なものであり，従って，義務概念の両義的性格は最後まで止揚されていない．それ故，やや性急に結論を云えば，上記四つの解決策も結局は当面の問題を真に解決するというよりは，むしろ回避することに終っていると云わざるを得ないと思うのである．

〔6〕 これまで，《Moralität》と《Pflicht》というカント倫理学においてきわめて重要な二つの概念相互の関係をめぐって生じてくる問題につい

て，主に Moritz の明敏なな分析を参照しつつ，些か negative な方向から考察を進めてきた．だが，もとより，カントの倫理学体系の破綻を指弾することに，この小論のねらいがあるのではない．むしろ，このような体系的不整合として現われてこざるを得なかったカントの根本的モチーフをテクストの背後に探り，その意義を positiv に考えぬいていきたいというささやかな願いが，この小論を導いた主な動機であった．しかし，与えられた紙数も尽き，また，浅学非力な自分を顧るとき，この問題の積極的な展開は将来の課題とする以外にない．

ここで指摘しておきたいのは，ただ，倫理性と義務との関係を通じて現われてくる前記のようなカントの義務概念の両義性というものは，決して理論的不備という視点から説明し尽され得るものではなくて，むしろ人間存在自体の持つ両義性に深く根ざしていると思われることである．カントの理解によると，その両義性とは，人間存在が自律 (Autonomie) と他律 (Heteronomie) という両面的法則性に支配されていることを意味している[27]．そして，それは，理性-存在と自然-存在とが相互に重なり合って関係づけられた存在こそが人間の現実存在であることを示している．しかし，その場合，理性-存在と自然-存在とはたんに並列関係にあるのではない．自然-存在の本質は理性に対するそれ自身の従属の中にあるとカントは考える．何故ならば，全ての存在は（従って，自然-存在も）法則によって規定され，その法則は理性に基いているからである[28]．現実の人間存在において，このような存在秩序が転倒されるとき，初めて悪の可能性が生じてくると考えられる．それ故，善・悪は決して先行的概念ではなくて，理性の存在法則性によって初めて規定される二次的概念なのである．即ち，上記の存在秩序に適合したものは善と呼ばれ，適合しないものは悪と呼ばれるわけである．従って，自然ないし感性がそれ自体で悪なのではない[29]．そのことは，「最高善」(das höchste Gut) の概念に端的に現われている．「最高善」とは，云わば理性の即自-対自存在として，どこまでも《ideal》な

概念であるが，周知のように，カントはそれを徳（理性）と幸福（感性）という相互に異質な二つの要素の綜合として把握している[30]．以上のことを顧慮するだけでも，前記の義務概念の両義性の背後に，倫理というものに対する次のようなカントの両義的理解を瞥見し得るように思う．即ち，倫理というものは，カントによって，一方で人間における自然-存在の理性-存在に対する従属として理解されていると同時に，他方でそれら両存在の和解として理解されているように思われる．その場合に倫理は，一方で人間存在における理性と自然との差異性を明確化することによって，現実の人間存在に対する批判的機能を持つと同時に，他方で究極的には理性と自然との実践的同一性を志向することによって（《das Postulat》），現実存在の止揚を目指す宗教に接近していく（《ein reiner praktischer Vernunftglaube》）ように思われる[31]．つまり，或る意味でカントは，倫理が倫理を超えるものを志向することの中に倫理の本質をみていたと云い得るのではないであろうか．従って，倫理の最高目的としての「最高善」とは，その名称にもかかわらず，実は，善・悪の彼岸にあるものではないであろうか．カント倫理学における《Moralität》の概念が一義的な規定を許さず徹底的に《ideal》な性格を持っているのも，そのためであると思われる．また，前記の所謂「形式主義」というものも，このようなカントの根本的モチーフと無関係であるとは思われない．このような視点からみるならば，カント倫理学が「空虚な形式主義」と非難される場合の空虚性（Leerheit）とは，カント倫理学が一切の可能的倫理に対して開かれていること（die Offenheit）を意味しており，カント倫理学の偉大さは，それが決して一定の「倫理体系」（Moralsystem）に拘束されることなく，却って可能的倫理の多様性に余地を与えているところにあるとも考えられるのではないであろうか[32]．（'71年 8月）

註

(1) Vgl. KPV 51f. 尚，本稿におけるカントの著作からの引用は，全て Philosophische Bibliothek 版の頁数を示し，書名はそれぞれ次のように略記する．《Grundlegung zur Metaphysik der Sitten》⟶ GMS, 《Kritik der Praktischen Vernunft》⟶ KPV, 《Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft》⟶ RGV, 《Metaphysik der Sitten》⟶ MDS.

(2) Alwin Diemer, Zum Problem des Materialen in der Ethik Kants, Kant-Studien Bd. 45. (1953-54) S. 21-32.

(3) ibid., S. 25.

(4) 註（1）参照のこと．

(5) GMS 48., 58., KPV 38., 94., MDS 217., 226., 236., 242., 249., 295., 308., usw.

(6) Manfred Moritz, Pflicht und Moralität——Eine Antinomie in Kants Ethik, Kant-Studien Bd. 56. (1965-66.) S. 412-429.

(7) ibid., S. 413.

(8) Vgl. ibid., S. 414.

(9) ibid., S. 415.

(10) Vgl. GMS 58., 64., KPV 84., 95.

(11) Moritz, op. cit., S. 415 f.

(12) ibid., S. 417.

(13) ibid., S. 418.

(14) ibid., S. 419.

(15) ibid., S. 420.

(16) GMS 36.

(17) GMS 50.

(18) Moritz, op. cit., S. 421-429.

(19) GMS 66 f.

(20) GMS 56.

(21) GMS 55 f.

(22) GMS 19 f., vgl. KPV 90-95., Moritz, op. cit., S. 425.

(23) RGV 51 f.

(24) RGV 1. Stück.

(25) RGV 51 f.

(26) RGV 15.. 51 ·
(27) KPV 53.
(28) 本稿〔2〕参照.
(29) RGV 46 f.
(30) KPV 137.
(31) KPV 163-167., vgl. RGV 6.
(32) Diemer, op. cit., S. 27.

Moralität und Pflicht bei Kants Ethik

Mitsuhiko Komatsu

Resümee

Die Begriffe der „Moralität" und „Pflicht" besetzen selbstverständlich den sehr wichtigen Platz nicht nur in Kantischen Ethik, sondern auch in der Ethik überhaupt. Diese Abhandlung stellt sich die Aufgabe: wie das Verhältnis von dem Begriff der Moralität zu dem der Pflicht in Kantischen Ethik geht.

Nach der allgemeinen Auffassung bei Kantischen Ethiker ist die moralische Handlung eine Handlung, zu der man verpflichtet ist. Aber diese These ist nicht so selbstverständlich. Denn die Pflicht ist, nach Kants Definition, eine Art der Nötigung einerseits, aber andrerseits kann die genötigte Handlung keinen moralischen Wert haben. Hieraus bringt, so es scheint mir, sozusagen die Antinomie zwischen Moralität und Pflicht hervor. Und hinter dieser Antinomie liegt Kants zweideutige Auffassung über „Moralität" und „Pflicht". Ich meine aber, daß diese zweideutige Auffassung Kants gerade von der Zweideutigkeit des Menschseins selbst ausgeht.